

税務調査についての 10の心得

納税者の大切な権利です。みんなで学んで、身につけよう

1

自主申告は
権利



自主申告こそ納税者の基本的な権利です
(国税通則法16条)

4

信頼できる
立会人を



納税者の権利を守るために、調査に応じるときは信頼できる人の立会いの上ですめること。「立会い理由の青色取消は不当」(春日裁判・東京高裁判決1993年2月23日に確定)

7

承諾なしの
侵入は違法



納税者の承諾なしに工場や店内に入ること違法です。事務所、工場、店内、まして自宅で一人歩きなどさせないこと「令状なしで侵入、捜査及び押収を受けることのない権利」(憲法35条・住居の不可侵)

8

勝手な
取り調べは違法



検査とは、納税者が任意に提出した関係書類などを調べることであり、承諾なしに勝手に引き出しをあげたりする調査は違法。(北村人權裁判・大阪高裁判決、1998年3月19日に確定)また、帳簿や伝票類の勝手なコピーはさせないこと

2

相手の
身分確認を



税務署員の身分証明書(写真付)・質問検査章を出させて相手の身分を確かめること(国税通則法74条13)

5

調査理由を
確かめよう



どんな理由で何の調査で来たのか理由を確かめること。「調査理由を開示すること」(憲法13条・31条、第72回国会で請願採択・1974年6月3日)

9

承諾なしの
反面調査は断る



納税者に承諾なしの取引先や銀行などの調査は断ること。「反面調査は客観的にみてやむを得ないと認められた場合に限って行う」(国税庁の税務運営方針)

3

不都合なら
断りを



事前通知を行うことが法定化されました。調査の日時、調査の場所について都合の悪いときは日を改めさせることができます。事前通知のない調査のときはその理由を確認すること(国税通則法74条9、憲法13条・31条、国税庁の税務運営方針)

6

調査は
目的の範囲に



調査はその目的の範囲内に限定させること。「資料の提供を求めたりする場合においても、できるだけ納税者に迷惑をかけないように注意する」(憲法13条・31条、国税庁の税務運営方針)

10

印鑑は命



印鑑は命。税務署員に「押印」を求められた場合、修正申告書に限らずどんな書類(聴取書など)でもその場で必ず押さず、よく考えてからにすること(公務員の誤権乱用罪・刑法193条)